

工商总局关于全面推进 企业简易注销登记改革的指导意见

工商企注字〔2016〕253号

企業の簡易登記登録抹消改革の 全面的推進に関する工商総局の 指導意見

工商企注字〔2016〕253号

各省、自治区、直辖市工商行政管理局、市场监督管理部门：

为进一步深化商事制度改革,完善市场主体退出机制,根据《国务院关于促进市场公平竞争维护市场秩序的若干意见》(国发〔2014〕20号)、《国务院关于印发2016年推进简政放权放管结合优化服务改革工作要点的通知》(国发〔2016〕30号),自2017年3月1日起,在全国范围内全面实行企业简易注销登记改革。现就推进企业简易注销登记改革,实现市场主体退出便利化,提出如下意见：

一、持续深化商事制度改革,充分认识推进企业简易注销登记改革的重大意义

深化商事制度改革,是党中央、国务院作出的重大决策,是在新形势下全面深化改革的重大举措。2014年3月1日以来,注册资本登记制度改革在全国范围内全面实施。通过改革,还权于市场、还权于市场主体,大幅度降低了企业设立门槛,极大地激发了市场活力和社会投资热情,市场主体数量快速增长。市场准入高效便捷的同时,退出渠道仍然不畅。根据现行法律规定,注销企业程序复杂、耗时较长,一定程度上影响了市场机制效率。

2015年以来,一些地方开展了企业简易注销登记改革试点,让真正有退出需求、债务关系清晰的企业快捷便利退出市场,重新整合资源,享受到商事制度改革的红利。企业简易注销登记有助于提升市场退出效率,

各省、自治区、直辖市工商行政管理局、市場監督管理機關 御中

商事制度改革をよりいっそう進め、市場からの主体的な撤退のメカニズムを改善するため、『市場の公平な競争を促進し、市場の正常な秩序を維持することに関する国務院の若干の意見』(国発〔2014〕20号)、『2016年行政簡素化・権限委譲、緩急をつけた管理、サービス最適化改革の活動要点の印刷発行に関する国務院の通知』(国発〔2016〕30号)に基づき、2017年3月1日より、中国全土で企業簡易登記登録抹消改革を全面的に実行する。企業簡易登記登録抹消改革の推進、より簡便な市場主体撤退の実現について、以下の意見を提議する。

1. 商事制度改革の深化を持続させ、企業簡易登記登録抹消改革を推進する意義の重大性を十分に認識する

商事制度改革の深化は、中国共産党中央、国務院による重大な意思決定であり、新情勢における全面深化改革の重大な取り組みである。2014年3月1日以来、登録資本登記制度改革が中国全土で全面的に実施されている。改革により、権利が市場と市場主体に戻され、企業設立の要件が大幅に緩和されて、市場の活力及び社会投資への意欲が大いに刺激を受け、市場主体の数量は急速に増加している。市場参入の効率が引き上げられて利便性が高まっている一方で、市場からの撤退ルートは依然として簡便さに欠ける状況が残っている。現行の法律規定により、企業抹消の手続きは複雑かつ時間のかかるものとなっており、一定程度において市場メカニズムの効率にも影響を与えている。

2015年以来、一部の地方では企業簡易登記登録抹消改革の試験運用が行われており、撤退する必要が本当にあり、債務関係の清算を済ませている企業には市場からの撤退が迅速かつ容易にできるよう

提高社会资源利用效率;有助于降低市场主体退出成本,对于进一步提高政府效能,优化营商环境,持续激发市场活力,释放改革红利具有重要意义。

各地要充分认识全面推进企业简易注销登记改革的重大意义,在坚持“便捷高效、公开透明、控制风险”的基本原则基础上,对未开业企业和无债权债务企业实行简易注销登记程序。要兼顾依法行政和改革创新,按照条件适当、程序简约的要求,创新登记方式,提高登记效率;公开办理企业简易注销登记的申请条件、登记程序、审查要求和审查期限,优化登记流程;强化企业的诚信义务和法律责任,加强社会监督,保障交易安全,维护公平竞争的市场秩序。

二、规范简易注销行为,为企业提供便捷高效的市場退出服务

(一) 明确适用范围,尊重企业自主权。

贯彻加快转变政府职能和简政放权改革要求,充分尊重企业自主权和自治权,对领取营业执照后未开展经营活动(以下称未开业)、申请注销登记前未发生债权债务或已将债权债务清算完结(以下称无债权债务)的有限责任公司、非公司企业法人、个人独资企业、合伙企业,由其自主选择适用一般注销程序或简易注销程序。

企业有下列情形之一的,不适用简易注销程序:

涉及国家规定实施准入特别管理措施的外商投资企业;
被列入企业经营异常名录或严重违法失信企业名单的;
存在股权(投资权益)被冻结、出质或动产抵押等情形;

図らい、改めて資源の統合を行い、商事制度改革の恩恵を享受できるようになっている。企業簡易登記登録抹消は、市場撤退の効率引き上げ、社会資源の利用効率の向上に資するとともに、市場主体の撤退コストを低減し、政府機能を高め、ビジネス環境を最適化し、市場を活性化し、改革の利点を十分発揮させる事に重要な意義をもつ。

中国各地で企業簡易登記登録抹消改革の全面的推進の意義の重大性を十分に認識し、「簡便・高効率、公開・透明、リスクコントロール」の基本原則に則って、まだ操業を開始していない企業及び債権債務のない企業に対して簡易登記登録抹消手順を実行する必要がある。法に則った行政と改革刷新とともに考慮し、適切な条件・簡素な手続きという要求に従い、登記方法を刷新し、登記の効率を高めなければならない。また、企業簡易登記登録抹消の申請条件、登記手順、審査の要求及び審査期間を公開し、登記手順を最適化しなければならない。企業の信義誠実義務及び法的責任を強化し、社会的監督を強化し、取引の安全性を保障し、公平な競争の行われる市場秩序を維持することが必要である。

2. 簡易抹消行為を制度化し、企業に簡便で効率のよい市場撤退サービスを提供する。

(1) 適用範囲を明確化し、企業の自主権を尊重する。

政府機能の転換の加速と行政簡素化・権限委譲という改革の要求の履行を徹底し、企業の自主権及び自治権を十分に尊重して、営業許可証の交付後経営活動を行っていない(以下「未操業」という)か、登記登録抹消の申請前において債権債務が発生していないか、債権債務の清算が完了している(以下「債権債務のない」という)有限责任公司、非会社企业法人、個人独資企業、パートナーシップ企業は、一般抹消手順又は簡易抹消手順を自ら選択し、適用することができる。

企業が以下に掲げる事由の一つに該当する場合、簡易抹消手順は適用できないものとする。

- ・国の規定する参入許可特別管理措置の実施対象となっている外商投資企業である場合
- ・企業の経営異常リストか、重大な違法による信用失墜企業のリストに載っている場合
- ・持分(投資権益)が凍結されたか、質権又は動産

有正在被立案调查或采取行政强制、司法协助、被予以行政处罚等情形的；

企业所属的非法人分支机构未办理注销登记的；

曾被终止简易注销程序的；

法律、行政法规或者国务院决定规定在注销登记前需经批准的；

不适用企业简易注销登记的其他情形。

人民法院裁定强制清算或裁定宣告破产的,有关企业清算组、企业管理人可持人民法院终结强制清算程序的裁定或终结破产程序的裁定,向被强制清算人或破产人的原登记机关申请办理简易注销登记。

への抵当権が設定されている場合

・手続き時点において立件調査が行われているか、行政強制や司法共助の措置がとられているか、行政処分を受けている等の場合

・企業の設立した非法人分支機構の登記登録抹消が行われていない場合

・過去に簡易抹消手順を終了されたことがある場合

・法律、行政法規又は国务院により、登記登録抹消の前に認可を受ける必要があるとの規定が決定されている場合

・その他、企業簡易登記登録抹消を適合しない場合
 裁判所により強制清算の裁定を受けたか、破産宣告の裁定を受けている場合は、関連する企業の清算組か企業の管理人が、裁判所による強制清算手順の終結裁定又は破産手順の終結裁定書を持参し、強制清算した企業又は破産した企業の原登記機関で簡易登記登録抹消を申請することができる。

(二) 簡化登記程序, 提高登記效率。

企业申请简易注销登记应当先通过国家企业信用信息公示系统《简易注销公告》专栏主动向社会公告拟申请简易注销登记及全体投资人承诺等信息(强制清算终结和破产程序终结的企业除外), 公告期为45日。登记机关应当同时通过国家企业信用信息公示系统将企业拟申请简易注销登记的相关信息推送至同级税务、人力资源和社会保障等部门, 涉及外商投资企业的还要推送至同级商务主管部门。公告期内, 有关利害关系人及相关政府部门可以通过国家企业信用信息公示系统《简易注销公告》专栏“异议留言”功能提出异议并简要陈述理由。公告期满后, 企业方可向企业登记机关提出简易注销登记申请。

(2) 登記手順の簡素化、登記の効率向上

企業が簡易登記登録抹消を申請するにはまず、国家企業信用情報公示システムの「簡易抹消公告」専用コーナーで、自ら簡易登記登録抹消を申請する旨と、全投資家による誓約等の情報を社会に対して公告しなければならない。(強制清算及び破産の手順が終結した企業を除く) 公告期間は45日間とする。登記機関は同時に、国家企業信用情報公示システムで、企業の簡易登記登録抹消申請意向に関する情報を同級の税務、人力資源社会保障等の機関に送り届けるものとし、外商投資企業である場合は、同級の商務所管機関にも関連情報を送る必要がある。公告期間において、利害関係者や関係政府機関は、国家企業信用情報公示システムの「簡易抹消公告」欄の「異議申立」機能を使用して異議を申し立て、簡単に理由を述べる事ができる。公告期間が満了した後、企業より登記機関に対して簡易登記登録抹消の申請を行うことができる。

〈※ここから先は、顧問契約をご契約させていただいているお客様を対象にご案内をしております。ご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さいませ。〉